

○経済産業省告示第三百八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成十八年十月十四日から施行する。

平成十八年十月十三日

経済産業大臣 甘利 明

二の表の罫1の「シムニア及びローアビシオ」を「シムニア及びロアビシオ」の次に次のように加える。

六盤襪			全貨物
-----	--	--	-----

附 則

この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の罫1の「六盤襪」の項の規定は、平成十九年四月十三日限り、その効力を失う。